

飛騨市スポーツ協会弔慰金規程

(目 的)

第1条 この規程は、飛騨市スポーツ協会（以下「協会」という。）規約第39条の定めるところにより、規約第10条第2項に定める役員（以下「役員」という。）の弔慰に際し支給する弔慰金について定める。

(弔慰金の種類)

第2条 協会が支給する弔慰金の種類は、死亡弔慰金とする。

(死亡弔慰金の対象者)

第3条 役員本人が死亡した場合に香典として支給する。

(金 額)

第4条 弔慰金の額は、5,000円とする。

(その他)

第5条 この規程に定めのない事項で特別の事情その他弔慰の必要があると認められる場合は、会長の決裁により支給することができる。

附 則

この規程は、令和4年5月13日より施行する。